

第1回（仮称）地域自治に関する条例検討懇話会 会議概要

- 日 時 2022年（令和4年）6月27日（月） 14：00～15：45
- 会 場 市役所3階 庁議室
- 出 席 懇話会メンバー 工藤純一、磯部保和、瀬田敦子、石井伸雄、石井達郎、
三原宏隆、田宮知義（敬称略）
アドバイザー 出石稔（敬称略）
市出席者 桐ヶ谷覚市長、岩佐正朗市民協働部長、石井聡市民協働部次長、
西久美子市民協働係長（記録）、今野仁介市民協働課主事
- 傍聴者 なし
- 配布資料
 - 資料1 （仮称）地域自治に関する条例検討懇話会運営要綱
 - 資料2 （仮称）地域自治に関する条例検討懇話会名簿
 - 資料3 （仮称）地域自治に関する条例の制定スケジュール（案）
 - 資料4 （仮称）自治基本条例、（仮称）地域自治に関する条例及び（仮称）市民協働推進条例の関係図
 - 資料5 地域自治システムについて
 - 資料6 逗子市住民自治協議会等に関する要綱
 - 参考資料1 横須賀市地域運営協議会の設置及び支援に関する条例
 - 参考資料2 松阪市住民協議会条例
 - 追加資料 逗子市住民自治協議会条例（市民協働課草案）

○市長あいさつ

- ・市民の方、住民自治協議会の方の参加、また、出石先生におかれては、アドバイザーをお引き受けいただき感謝する。
- ・逗子小学校区の住民自治協議会が設立されていないが、小学校区単位で住民自治を8年間進めてきた。行政だけで隅々まで網羅するのは難しい。そこをカバーするのが地域の方々の日頃の暮らしであり、安心も生まれるだろうと考えている。
- ・今後の自治はどうあるべきか議論し、条例について審議いただきたい。

○議事

1. 座長・副座長の互選

- ・磯部座長、田宮副座長に決定

2、逗子市の地域自治について

(座長)

- ・資料5、逗子市の地域自治について事務局から説明をお願いします。

(石井聡市民協働課長)

・資料5については、逗子市の地域自治について整理したものである。地域の中で支えたり支えられたりということの重要性が高まっているため、地域コミュニティを維持していきたい。地域の困りごとを行政だけでなく地域の中で解決したり、行政が思いつかないことが実現できるのが自治ではないかという整理をしている。

・住民自治協議会は公益的かつ多機能に向かっている。逗子市では4団体だが、国全体は5,236団体あり、7,000団体を目標としている。

・逗子市では、地域の声を代表するという要素と、困りごとがあったら自分達で実行していくという両方を持つことを目指している。

・逗子市のように要綱が根拠になっている場合、条例に根拠がある場合、その他の法律、例えばNPO法人の法人格を持っているところや稀ではあるが株式会社等、さまざまである。

(メンバー)

・自治会・町内会の加入率の推移を示してほしい。加入率が下がっているのであればそれを前提としてシステムを考えるべきである。

(石井聡市民協働課長)

・加入率については現在集計中であり、近日中に公表する。横ばいか若干下がっている状態で、70~75%くらいではないかと思う。阪神・淡路の震災や東日本の震災後に自主防災組織を立ち上げ、それが自治会に変わったこともある。全国的には80~90%から下がっているが、逗子市は加入率が一時的に上がり、若干下がりつつある状況である。また、小規模の自治会が多いため、全国的に見ても自治会費が安い傾向がある。

(座長)

- ・資料4について事務局から説明をお願いします。

(石井聡市民協働課長)

・自治基本条例、市民協働推進条例については検討を凍結している。市民協働推進条例については、緊急財政対策の中で市民協働関係の補助金やコーディネーター等のメニューがなくなってしまったことが理由である。地域自治に関する条例についてこれから皆さんに議論いただくが、住民自治協議会の認定要件や市の責任について規定する必要があるのではないかという考えから懇話会の設置に至った。

(メンバー)

- ・条例の条文まで検討するのか。

(石井聡市民協働課長)

・5回の会議の中で、最終的には条文の形の結論をいただきたい。以前、住民自治協議会連絡会で行政の案を出したが、白紙の状態で何が条例に必要なかを議論してほしい。最終的な報

告をいただくが、意見がまとまれば一つでも良いが、まとまらなければ複数の意見でもいい。

(メンバー)

- ・ゼロベースからではなく、要綱を基に検討した方が良いのではないか。

(座長)

・事務局の説明は、要綱から始めることも始めないことも選択肢の一つであるとのことである。

(メンバー)

- ・そもそも要綱を条例にするという、市の指針を示すべきである。指針はないのか。

(石井聡市民協働課長)

- ・法制上のルールはない。ある程度担当課に任されていて、決裁後議会に提案できる。

(メンバー)

・先日、まちづくり三条例の市民説明会に出席した。なぜ住民自治協議会を呼ばないのか。まず住民自治協議会に意見を聞いた後、市民に問うのではないか。

- ・市の中で住民自治協議会の存在を徹底すべきである。

3、(仮称) 地域自治に関する条例について

(石井聡市民協働課長)

・資料6の要綱に基づき、住民自治協議会の活動は行われている。参考資料として、横須賀市と松阪市の条例をお配りした。

・要綱のどの部分を条例化し、どの部分を規則・要綱のままとするか整理をし、最終的に条例の案文が出来ればと考える。

(メンバー)

- ・自治基本条例がない中、なぜこの条例を作るのか。

・私が調べた範囲では、伊賀市、茅ヶ崎市等もあるが、なぜ横須賀市と松阪市の条例なのか。自治基本条例を作るときに他市との比較表を作った。

(石井聡市民協働課長)

・条例の一部分を詳しく見たいということであれば、その部分について多数の市を調べ、資料を作成する。

・体系からすれば自治基本条例があつて地域自治に関する条例がある方が理想であるが、自治基本条例の提案のめどが立たない中で地域自治に関する条例の制定を待つのは不合理である。また、市民参加条例等、自治基本条例がなくても動いている条例もあるとの市長の判断があつた。

(アドバイザー)

・私は横須賀市の条例策定に関わつた。比較すると良いところ取りになるので逗子市にとって何が必要か考えるべきである。自治基本条例は自民党と憲法学者が反対したことで全国的に制定が止まった。

・地方自治法では義務を課したり、権利を阻害する場合は条例でなければならない。一方で、自治体にとって重要なことは議会の議決をとってルールにするという考え方がある。要綱は市長が作った内部ルールなので、市長が変われば廃止できる。条例は議決がないと廃止出来ないで、自治体にとって重要なことを条例化するという流れは重要である。現在ある要綱をどうするかという発想は良いと思うし、ゼロからでも良い。住民自治協議会を条例にどう担保していくかだと思う。

(座長)

・要綱をベースに議論を進めるかゼロからとするか、方向性を決定したいと思う。

(メンバー)

・住民自治協議会は要綱に沿った規約を作り活動してきたため、要綱を土台にした方が良い。

・住民自治協議会が市の意見を住民に伝えたり、住民の意見を市に伝えたりすると思っていたが出来ていない。市の職員も分かっていない。条例が出来、住民自治協議会が間に入り住民と一緒に地域を良くしていけるような条例づくりをしたい。既存の団体に防災の活動は自分達がずっとやってきたので住民自治協議会はいらないと言われると何のためにあるのかということになる。

(座長)

・既存の組織に対して住民自治協議会が馴染んでいない。市の職員も住民も認識をしていないということは長年悩んできたことであり、ここを出発点としたらどうか。

(メンバー)

・要綱をベースに活動を積み上げてきたのだから、要綱を土台にすることは問題ない。

・要綱を無視しない条例を作るべきと考えている。

(座長)

・懇話会はぜひ提案型で進めていきたい。これも方針の一つとしたい。

(メンバー)

・目標は何か共有したうえで進めていきたい。また、言葉の問題、例えば、「自治」とは何か、「公益」とは何か等、共有したうえで議論していきたい。住民自治協議会の役割についても共有したい。

・今現在、逗子小学校区はない。それを何とかしようと条例を作るのか、例えば、桜山・逗子・新宿に分けても、住民自治協議会に参加できるようにするのか等の目的が分からない。個人が町内会に入る・脱退するというのは自由であるが、町内会に入ると自動的に住民自治協議会にも入る・脱退するということになるのかが明確ではない。

(座長)

・手続きとしては各自治会・町内会の中で住民自治協議会に参加するかどうかを決定する。

(メンバー)

・自治会・町内会に入るのも出るのも自由だが、入った場合、住民自治協議会に入ったこと

になるのか。

・住民自治協議会に入ったから何をするなどと縛られるものではない。住民自治協議会の活動は活動している人のためだけでなく、地域に住んでいる人全員のためのものである。

(座長)

・逗子小学校区をどうするかについても大事である。現在の要綱では設立できないので、設立しやすいかたちにするにはどうすれば良いかが大きな課題である。

(メンバー)

・条例を作る際にそこを盛り込まなければ良いのではないか。立ち上がった時に含まれるようにしておけば良いのではないか。

・要綱では住民自治協議会には住民の何割かが入らないといけないという項目があるが、その項目を外し、逗子小学校区桜山住民自治協議会という名前にしても良い。

・平成 28 年の市議会で予算をストップした市議会議員は 5 小学校区が揃って住民自治協議会だと言っている。いま総合計画審議会でも問題になっている。

(アドバイザー)

・横須賀市は行政センターごとだが、考え方は同じである。要綱と実際に設けることが並行しているため認定という行為が働く。地方自治法上で地域自治区という制度がある。地域自治区は、区割りしたものを条例化することで、逗子小学校区が出来ていたら条例は簡単である。一つの考え方として、小学校区をやめて出来たところから認定していくという方法もある。

(メンバー)

・事務局の草案を基にした方がやりやすいのではないか。

4、今後のスケジュールについて

(石井聡市民協働課長)

・5 回分の予算がある。うち 1 回は市民の皆さんと説明会か意見交換会等を開催しても良いかと考えている。来年 2 月の市議会に提案するとすれば、1 月にパブリックコメントをしなければいけない。2 月議会での提案は必須ではなく、3 月に懇話会を開催すればその先の議会に提案することになる。提案時期は決まっていない。年度内に皆様のご意見をいただき一定の判断をしたい。

(座長)

・2 月議会への提案を目標とし、第 2 回は 8 月 30 日とする。次回までに行うことを決定したい。

(メンバー)

・何のために条例を作るのか。条例に何を盛り込みたいか、各自の意見を聞きたい。

・10 月に第 3 回、12 月に第 4 回の懇話会を開催したい。

・草案をベースとして検討すべきである。

(座長)

・10月に第3回、12月に第4回を開催し、市民ワークショップの開催はその中で決めていく。

・7月中に各自意見を事務局に提出し、事務局は意見を各メンバーに送付する。それを読んだ上で次回参加することとする。

・個人的な意見だが、市役所との関係を明確にしたいが難しい。ぜひ考えていただきたい。

(メンバー)

・地域のことは住民自治協議会なんだという認識をみんなが持たないとうまくいかないと申し上げてきた。部長会議で市長が徹底してくれと言っても、窓口では意識していない。

(座長)

・それは目的についてか。

(メンバー)

・市の役割ではないか。財政的支援・人的支援よりももっと大事なことがあるのではないか。

(座長)

・本日のポイントは2つある。市の役割と逗子小学校区について。市の役割について、メンバーからの意見を「市の役割」にどのような文言で入れるかは市民協働課にお願いします。

・7月31日までに事務局に対し、思い・文言等、共有したい情報を寄せる。事務局はそれを各メンバーに送付する。8月30日はそれについての議論をすることとする。